

特集 《知財関係者の自叙伝》

# ある一弁理士の個人史

—生涯—弁理士を目指して—

日本弁理士会元会長 筒井 大和



## 要 約

弁理士登録から50年近く経過しましたが、右も左も分からない状態で弁理士業界に迷い込んだ自分としては、弁理士一筋に歩んで来た人生を振り返ると、弁理士になって本当に良かったと思えることに幸せを感じています。その感謝の念もあって、頼まれるままに色々と委員や役職などを引き受けて来た結果、最終的には日本弁理士会会長も経験させて頂くことになりましたが、弁理士になる前の状況からすれば、自分でも想像のできない程の変容ぶりです。この変容は自分にとって誠に有難いものであり、幸いなことに健康にも恵まれていますので、これからも弁理士を天職と信じて弁理士一筋の人生を貫き通し、モットーにしている「生涯—弁理士」を全うしたいと願っています。

## 目次

- はじめに
- 弁理士を志望した契機
- 人生の転機
- 弁理士としての経験やエピソードなど
  - 技術系の夜間専門学校・大学への入学
  - 異業種の方達との交流・勉強会など
  - 優秀な弁理士との出会いによる意識転換と活動・人脈の拡大
  - 会派への加入
  - 弁理士会の委員会活動
  - 弁理士会副会長時代
  - 日本弁理士会会長時代
  - 日本弁理士会会長の退任後
- 知財制度、知財業界及び弁理士業界の将来について
  - 知財制度及び知財業界の更なる活性化と発展
  - 弁理士業界の更なる発展
  - 日本の成長戦略と知財戦略とのコラボへの期待
  - ビジネス環境の激変への弁理士業界の対応
- 今後の弁理士人生について
  - 弁理士の仕事は天職
  - 生涯—弁理士の追求
- おわりに

## 1. はじめに

今回、日本弁理士会の会誌編集部から、平成21・22年度日本弁理士会会長として「弁理士としての自叙伝」の執筆の依頼を受けました。

他の人に語るほどの人生経験を持っていない自分ですが、人間として、更には弁理士として長く生かして頂いている年月の中で経験させて頂いた事柄や、我が弁理士人生の一端を、いわゆる「人に歴史あり」という文脈で、私

個人の歴史である個人史＝自分史として書かせて頂くことにしました。拙い経験と拙文で誠に恐縮ですが、お付き合い頂ければ幸いです。

## 2. 弁理士を志望した契機

私自身は、岡山県の最北端の川上村（現真庭市）、しかもその集落から奥には人家は一軒も無いという村はずれの集落の専業農家に次男として生まれ、「ちざい」と言えば、「地財（地方財政）」の方が圧倒的に関係深く、「知財（知的財産）」とは縁遠い出自です。

しかも、学校の先生のお導きや、親兄弟等の理解で大学（慶應義塾大学）に進学する幸運に恵まれたものの、田舎生まれの周囲の環境から企業への就職の発想が生まれないうまま、職業選択に迷っており、また法学部政治学科という典型的な文系コースを辿っていたのですが、たまたま国家試験受験雑誌で弁理士という資格があることを知りました。ただ、その段階では、弁理士という資格が具体的にどのような内容の業務を行うものであるか等については皆目分かっていない状態でした。

そのような状態の中で、大学を卒業することになり、仕事を探していたところ、特許事務所の事務職の求人を見つけて応募して採用され、特許事務所に勤務することになりましたが、その特許事務所では、当初の応募対象の事務職ではなく、欧米の企業から日本特許庁への特許出願用英文明細書の技術翻訳の仕事をするのを勧められ、外国特許明細書の英日翻訳及び出願後の特許庁との対応の中間処理という技術系の仕事を担当することになりました。

このような流れでゼロからスタートした外国特許明細書の英日翻訳や中間処理の仕事は、文系出身の私にとって、技術の壁と技術英語の専門用語の壁という2つの大きな壁が待ち構えており、最初は何も分からないまま若さと馬力に任せて夢中で仕事をしていました。

そのうち、「段々良くなる法華の太鼓」ではないですが、翻訳も含めた特許の仕事は、技術開発の成果である発明の特許権という法律的な権利として保護・活用することを通じて産業の発達、ひいては人類の幸福に寄与するものであることが分かって来て、自分には非常に合っていると思うようになりました。

また、その特許事務所には、弁理士試験を目指している同僚もいましたので、仕事への興味と周囲の環境の結果、弁理士試験を目指すことを決めました。

この時の決断は、後で言及しますが、今や弁理士を天職として信じ、「生涯一弁理士」を標榜している私としては、その時点から50年以上後の現時点で考えても、我ながら良い選択であったと思っています。そのことは、誠に幸いで、弁理士に感謝！です。

## 3. 人生の転機

私の人生にとって、最大の転機は、周囲の協力で「大学に進学させて頂いたこと」です。というのも、大学への進学は、当時の片田舎の農家出身ではあり得ないぐらい稀な恵まれたことで、私にとって人生におけるチャンスを与えて頂いたことでした。もし大学に進学していなかったら、私の人生は全く違ったものになっていて、勿論、弁理士にもなっていなかったと思います。

しかも、自分では「大学」なる存在を全く知りませんでしたので、大学進学の意味が私自身にあるはずもなく、大学を卒業されたご経験のある学校の先生から親に対するアドバイスや、親兄弟の理解のお蔭です。

当時の田舎の中学では、卒業後は半数以上が中卒のいわゆる集団就職で京阪神地区や岡山市・倉敷市等の工場などに就職するのが普通でしたので、学校の授業以外に勉強をするという雰囲気は殆どなく、農繁期には、田植えや稲刈りのような農作業の手伝いをしたり、野山で遊んだり、ヤマメ等の川魚の釣りをする等でのんびりと過ごしていました。

その中でも、当時の私に刺激や影響を与えて頂いた先生もおられ、特に、英語を本当に情熱的かつ一生懸命に教えて頂いた若き英語教師の小坂（赤木）良夫先生や、勉強の習慣の無かった私に対して「筒井君、少年老い易く学成り難しだよ、これからの時代は勉強しなければ駄目だよ」と諭して頂いた国語・社会科教師の小椋正子先生など

がおられ、これらの先生方のことは今でも折に触れて思い出し、感謝しております。

また、大学進学を目指すに当たり、日本育英会の給付主体の特別奨学生として推薦して頂き、現金収入の少ない農家出身の私にとっては非常に有難く、このことも、結果的に大学に進学できた大きな要因になり、今でも感謝に堪えません。

#### 4. 弁理士としての経験やエピソードなど

弁理士試験は、昭和 50 (1975) 年に合格し、同年に弁理士登録しましたが、登録番号が、「8000」番という縁起の良い番号で、非常にラッキーでした。

弁理士登録後の弁理士としての経験やエピソードをできるだけ時系列的に記載しますと、次のようなものがあります。

##### 4. 1 技術系の夜間専門学校・大学への入学

文系の出身であるにもかかわらず、外国特許明細書の英日翻訳から特許事務所経験のスタートを切った私としては、弁理士試験合格時に考えたのは、その後の弁理士人生をどのような方向性や専門分野で送るべきかということでした。

私が合格して登録した昭和 50 (1975) 年当時は、弁理士数も今の人数の数分の一ほどで、現在ほど専門化していない時代でしたが、東京のような大都会の弁理士にとってはいずれ専門化が進むであろうと感じていましたので、文系出身らしく商標を専門とするか、特許を専門とするか非常に迷いました。しかも、有難いことに、合格直後に商標で有名な事務所も含めて 3~4 カ所の事務所から商標専門の弁理士にならないかとのお誘いを頂きましたが、当時の私は商標の経験が全く無い上に、今後も特許の仕事を続けたいという気持ちが大きかったので、商標専門弁理士へのお誘いはお断りしてしまいました。

一方、特許弁理士として生きて行くにも、国内特許明細書の作成経験は皆無でしたので、そのための技術の知識をどうして修得するかという大きな壁にぶち当たりました。そこで、技術知識の修得にはどのような道が有利か、色々と考えたり相談したりしましたが、結論的には、体系的修得は技術系の学校に行くのが最適ということになりました。

その前提で学校を探し、当時文系弁理士が技術を学習する夜学の 1 つとして比較的有名であった工学院大学の専修学校の電気科に入学しました。その後、将来はエレクトロニクスの時代ということで、東京理科大の夜間部である 2 部電気工学科の学士入学試験を受けて合格し、3 年間通学して卒業しました。従って、夜学には、工学院大学の専修学校の 1 年と、東京理科大の 2 部電気工学科の 3 年とを併せて、合計 4 年通ったこととなります。

そのお陰で、その後の特許弁理士としての仕事の深さや幅、自信や満足感、ご依頼者からの信頼が高まったことは間違いなく、意味は非常にありました。

ただ、そのために家庭生活が犠牲になった部分は否めませんので、妻や子供には申し訳なく思うと共に、今でも感謝しております。

##### 4. 2 異業種の方達との交流・勉強会など

弁理士の仕事が面白く、弁理士を天職と思う反面、弁理士だけしか知らず、弁理士でしかない人生でもいけないのではないかという意識もあり、友人からの誘いもあって、できるだけ異業種の方達との交流をすることにも留意しました。

その中の 1 つは、青年会議所 (JC) への加入と、JC 卒業 (40 歳) 後のロータリークラブへの加入があります。JC や、ロータリークラブの活動では、異業種の主に中小企業経営者の皆様等との交流を経て、企業経営や社会勉強などもさせて頂きました。

また、大学の卒業生を中心とした中小企業経営者の勉強会にも毎月参加し、お互いに研修や情報交換を行って、それぞれの個別事業所の経営や人事管理等の参考にさせて頂きました。この勉強会は、幹事がしっかりした友人

で、ほぼ毎月20年以上続き、私の業務及び人生勉強にとって、非常に有意義でした。

このような異業種交流は、専門職である弁理士にとって非常に有益と感じますので、特に若い弁理士の方々は、今後の長い人生で、井の中の蛙にならないため、自ら求めて弁理士業界外の方との交流を積極的に行われることをお勧めします。

勿論、他の弁理士の方との交流からお互いに色々と得るものは多いですが、異業種の方々との交流からは、弁理士の発想とは違う視点からの見方や解決策などを教えて頂いたり、ヒントを掴んだりすることができるので、それぞれ違ったメリットが得られます。

#### 4. 3 優秀な弁理士との出会いによる意識転換と活動・人脈の拡大

上記の東京理科大の夜間コースに通学している時代に、通学と仕事（通勤を含む）や家庭生活、体力等との時間等の調整が困難となり、ある時に当時の自宅や学校に近い事務所（鵜沼特許事務所）に勤務先を移りました。そのことが契機となって、私の弁理士人生は、それまでの内向き一辺倒から、弁理士会活動等の外部活動にも参加するなど、外向きの活動も加わり、人脈も拡がりました。

それというのも、その事務所には、優秀な若手弁理士が数多く在籍されており、それぞれが有能な弁理士でしたので、私にとって「弁理士人生の転機」となり、弁理士としての人生観がドラスチックに変わるほど大きな意識転換や経験をさせて頂くと共に、それぞれの方から色々なことを学ばせて頂きました。この経験は、今でも、弁理士としての私の人生の礎となっています。

#### 4. 4 会派への加入

弁理士登録から約5年は、弁理士会で活動することも無く、非常に内向きの弁理士生活を送っておりました。それが、上記の勤務先事務所の変更が契機となって、会派（無名会）に入ることになり、最初は、会派の委員会の委員から始まって、委員長等も頼まれるようになりました。

また、無名会に入会したことにより、無名会が所属している上部団体である日本弁理士クラブ（日弁）にも自動的に加入したことになり、日弁の方の委員会の委員や委員長、最終的には、幹事長も経験させて頂きました。

#### 4. 5 弁理士会の委員会活動

無名会入会から暫くすると、昭和59年に、無名会所属の鈴木正次弁理士（現日本弁理士会会長の鈴木一永弁理士の御父上）が、弁理士会会長に就任され、会派的に活動が活性化される時代が到来し、私も弁理士会の委員に頼まれるようになりました。

その中でも、特に印象に残っているのは、弁理士法改正特別委員会における平成12年弁理士法全面改正への関与の事です。同委員会は、当時の弁理士会の悲願であった大正10年弁理士法の改正を目指して活動していた委員会であり、委員を頼まれて何年か活動しているうちに、副委員長も頼まれ、数年間副委員長を務めました。

目標であった弁理士法改正の方は、長い活動・努力の結果、平成12年度に全面改正として実現し、弁理士会（この改正により、「弁理士会」の名称が「日本弁理士会」に変更されました。）の悲願が、79年ぶりに実現したことは、非常に感慨深いものがあると同時に、法改正に向けて長年努力をされてきた先輩弁理士の皆様の喜びは口では言い表せないものがあったことも実感しました。

上記委員会以外にも、毎年最低1つの委員会に所属して活動し、綱紀委員会委員長を始め、21世紀第2委員会や司法制度対策委員会など幾つかの委員長や、常議員なども務めました。

委員会の傾向としては、自分の方から好き嫌いは無いので、会派や委員会関係者等から頼まれるままに色々な委員会に所属して委員を務めて来ましたが、どちらかと言えば、余り希望者がいない、いわゆる「汗を流す」ことが必要な会務系の委員会の方が多くなっていたと思います。

#### 4. 6 弁理士会副会長時代

そうこうしているうちに、平成7年度弁理士会副会長を仰せつかることになりました。副会長には、幾つかの担当業務があるのですが、私の場合には、当時の会長の采配により、自分としては全く自信のない会計担当を任されました。

そこで、慌てて関連の「公益法人会計基準」といった、これまで見たことも無い専門書や関係書籍を買い込んで、俄か勉強を始めるような状況でした。

ただ、最初は苦手意識から始まったものの、経験してみても実感しましたが、会計担当は、その後の会務経験、特に、後年になって日本弁理士会会長を仰せつかることになり、その時の会務運営に非常に役立ちました。と申しますのも、凡そ全ての会務活動は予算に関係があり、予算を無視して会務は成り立たないという、当たり前のことがあるからです。

従って、経験者として1つ言えることは、もし日本弁理士会やそれ以外の何らかの組織の会計担当を頼まれた時には、私のように苦手であっても運命として受け止めて嫌がらずに一生懸命に担当することにより、任期を終える頃には、予算や会計を通してその組織の会務の全体が俯瞰できるようになっていることでしょう。

なお、副会長としては、会計担当以外に、10近くの委員会の担当も任されました。

#### 4. 7 日本弁理士会会長時代

私は、平成21・22年度日本弁理士会会長を務めました。自分の会長時代を振り返りますと、会長選挙の投票に始まり、いわゆる「リーマンショック」による世界的不況の影響や、自民政権から民主党政権への「政権交代」の中でスタートし、菅直人弁理士が総理大臣という弁理士史上初めての状況の中で日本弁理士会会長を務め、最後に、任期満了1カ月以内になった3月11日に「東日本大震災」が発生するなど、なかなかの激動の2年でありました。

その中で、主となる幾つかの点について言及させていただきます。

##### (1) 会長選挙の投票の実施

日本弁理士会の選挙、特に会長選挙は、常に投票選挙になる訳ではなく、私が立候補したときには、会長任期が1年から2年に延長されて2回目の選挙でしたので、事前の下馬評では、会長選挙（投票）は無いのではないかと言われていました。

しかし、蓋を開けてみますと、企業出身の「超」有名弁理士が立候補され、私と2人での一騎打ちという形になりました。

そのため、私としては、自分の政策の練り直し等を行うことや、信念に基づいて選挙活動を行うことは当然ですが、最も辛かったのは、応援して頂いた大勢の日本弁理士会員の皆様に多大な支援のご苦勞をお掛けしたということでした。

多くの会員のご協力を得て、投票の結果、世間でいう「大差」で当選することができましたので、応援の皆様にもせめてもの恩返しができ、本当にホッとしましたが、厳しい投票選挙の洗礼を浴びてのスタートでした。

##### (2) 主たる政策

日本弁理士会も厳しくなる一方の弁理士業務環境の中で時代の流れに翻弄されながらも、「全員参加により将来に希望の持てる弁理士業を目指そう！」という基本方針で会務執行に当たりました。

会務の企画・実行の基本コンセプトとしては、京セラ等の創業者である稲盛和夫氏のモットーである「動機は善なりや、私心なかりしか」の精神を参考とさせていただきました。

紙面の都合で、当時の政策の中の主なものの項目のみをご紹介しますと、以下のとおりです。

- (a) 弁理士業務環境の改善・事務所基盤の強化
- (b) 弁理士の質の維持と試験制度・適正弁理士数の見直し

- (c) 弁理士の社会貢献（知財業界の発展への貢献、地域及び中小企業への支援）
- (d) 弁理士の専門能力の向上と人材育成
- (e) 国際活動の強化（外国業務対応能力の向上、国際競争力の強化、国際貢献）
- (f) 広報活動の強化

### （3） 弁理士制度 110 周年記念事業への対応

会長就任 1 年目の平成 21（2009）年度は、奇しくも弁理士制度 110 周年目という記念すべき年度でした。そこで、従前より設立されて活動して頂いていた記念事業準備・実行委員会を中心として、110 周年記念事業の企画・実行が行われました。

具体的には、110 周年記念事業は、7 月 1 日に東京国際フォーラムにて、皇太子殿下（現天皇陛下）の御来臨を仰ぎ、三権の長等の御列席の下に、約 600 名が参加して厳かに執り行われました。

会長として、皇太子殿下の御出迎えと御見送りの他、皇太子殿下を始めとする御来賓と多数の会員の前で挨拶があるので、非常に緊張しましたが、何とか無事に式典を終了できた後には本当に安堵しました。複数年にわたり、諸々の行事の準備と実行に精励して頂いた記念事業準備・実行委員会や委員、事務局担当者等の関係者の皆様には、感謝に堪えません。

### （4） 産業財産権制度 125 周年記念式典への参列とテレビ出演

日本弁理士会長任期中の 2010 年 10 月 18 日に、「産業財産権制度 125 周年記念式典」が天皇皇后両陛下をお迎えして開催され、私も日本弁理士会会長として招待を受けて参列しました。

この記念式典は、新聞やテレビ等で報道されましたが、この記念式典と合わせて弁理士制度も当時の NHK テレビのニュース 7 で取り上げてご紹介頂けることになり、私も担当の記者の方の質問にお答えしたり説明したりする役として、出演させて頂きました。

すると、さすがは NHK の全国テレビ放送の威力ということでしょうか、放送の直後から、岡山県の故郷や九州等の親戚・知人から 50 年ぶりに電話を頂戴すること等もあり、全国放送のテレビの情報伝達力には驚かされました。

### （5） 審議会の委員への就任や各種式典等への参列

日本弁理士会会長の在任中は、例えば工業所有権審議会や部会等の委員として参加して日本弁理士会の意見を述べたり、発明協会の全国発明表彰等に参列して、日本弁理士会長賞を授与するといった役も果たしました。

その中で特に印象に残っていることとしては、全国発明表彰における常陸宮様にこやかなお姿や、当時の発明協会会長の豊田章一郎ご夫妻の穏やかでお元気なお姿です。

豊田章一郎会長は、残念ながら令和 5 年になってつい先日ご逝去されましたが、トヨタ自動車の発展の基礎を築き上げて来られ、かつ経団連会長等も歴任された日本を代表する経営者という大人物であられるにもかかわらず、我々にも本当にご丁寧に対応して頂き、こちらの方が恐縮した次第でした。

因みに、豊田章一郎氏は、私がこれまでにオーラを感じた人物の代表で、このようなご立派な方との出会いの機会は、日本弁理士会会長の役のお蔭で、誠に有難い人生経験でした。

### （6） 東日本大震災の発生と対応

会長任期も残り 1 カ月以内となった矢先の平成 23（2011）年 3 月 11 日に、未曾有の規模の地震と津波の被害を及ぼした東日本大震災が発生してしまいました。発生の日には、我々役員会は、恒例の近畿及び東海支部会員と語る会の日で、午前中に東海支部での意見交換を終え、午後には近畿支部の会員との意見交換のため、名古屋から大阪に移動中の新幹線の車内で、しかも新幹線が琵琶湖の近くで急停車したことにより、東日本で大きな地震と津波が起きたという事実のみを知りましたが、その時点では被害内容までは全く分かりませんでした。

新幹線の運行は20分ほどで復旧し、大阪には着くことができましたが、近畿支部のビルのエレベーターが地震の影響で停止していたので、急遽近隣のホテルに部屋を用意し、「近畿支部会員と語る会」を開催すると共に、並行して、東京の日本弁理士会本部と近畿支部をネットで接続し、会長が本部長となって「特別災害対策本部」を立ち上げました。

その際、テレビの画面を通じて見た東北地方の地震と津波による被害の惨状は今でも鮮明に脳裏に焼き付いています。弁理士及び特許事務所の被害としては、怪我をされた会員や、執務室に被害を受けられた事務所もあり、大変お気の毒でしたが、人命の被害が無かったことは幸いでした。

日本弁理士会の災害支援としては、まずはできるだけ早い緊急支援が喫緊の課題であるとの認識で、急遽必要な手続きを進め、我々の任期内の3月中に1000万円の災害義捐金を緊急避難的に支出させて頂きました。一方、会員からの義捐金については、時間的制約のため、我々の役員会で義援金募集等できる限りの準備を行い、実際に義捐金の受入れ等は、次期執行部に引き継いで実行して頂きましたが、史上最高額の1億円を超える義捐金が集まり、東日本大震災の被害者の皆様に対する会員の尊い気持ちが集約されているものと感じました。ご協力頂いた皆様には、改めて厚く御礼申し上げます。

#### 4. 8 日本弁理士会会長の退任後

日本弁理士会会長を退任した後も、色々な役の担当を依頼され、務めて参りましたが、その主なものは次のとおりです。

##### (1) 日本弁理士会中央知的財産研究所（中央知財研）の所長等

中央知財研は、私が副会長を仰せつかっていた平成7年度の会長の発案で、日本弁理士会内に創設され、知的財産法や制度関係の学問的研究の他、日本弁理士会としての政策なども学問的に研究することを目的としています。

中央知財研の現在の研究テーマは殆どが学問研究のテーマですが、最初の研究テーマは、「弁理士の在り方」でした。私は、中央知財研の設立を決めた役員会の副担当という経緯から、最初のテーマの研究の裏方として関与することになり、委員を4年間務めました。

その時の研究員としては、知財法学者の先駆者で泰斗であられる中山信弘東大教授にリーダーをお願いし、特許庁の総務部長経験者や弁護士さんの他に、日本弁理士会員の中の研究熱心な論客の会員等をお願いしました。

中山先生は体調が必ずしも充分でないことがあられたにもかかわらず、議論の中心として研究会をリードして頂き、かつ日本弁理士会のために学者の立場から色々と親身にアドバイスなどを頂戴し、大変有難く拝聴した記憶があります。

中山先生は、偶然私と同一年で、昨年も「ある知財法学者の軌跡」という著書も上梓されるなど、現在でもご活躍であることは皆様ご存じのとおりです。

なお、私は、その後も中央知財研との縁があり、日本弁理士会会長を退任してから、2期4年に亘って中央知財研の所長を務めることになり、その時には、学問的研究を中心に、全国の高名な知財学者や弁護士さん、日本弁理士会員の研究者の皆様にご世話になり、また勉強させて頂きました。改めて御礼申し上げます。

##### (2) 弁理士企業年金基金の理事長等

弁理士企業年金基金は、以前の組織形態の時には、弁理士厚生年金基金と呼ばれており、弁理士業界で働く皆さんのための年金基金制度であります。現状の当該基金は、特許事務所及びその関係組織を併せて400以上の加入事業所を有し、年金以外にも、退職金の充実などにも利用されている有益な福利厚生制度であります。

この基金においては、10年近くに亘って専務理事等を経験した後、3年前から昨年度末まで理事長を拝命して活動していました。

## 5. 知財制度、知財業界及び弁理士業界の将来について

これまでの話は、弁理士としての過去及び現在に関するものでしたが、将来の知財制度、知財業界及び弁理士業界についても若干触れさせていただきます。

### 5. 1 知財制度及び知財業界の更なる活性化と発展

知財業界の一翼を担う弁理士業界の一員としては、知財業界の発展を切に望みます。日本の知財業界は、小泉改革以来、知的財産が世間で注目されて来ました。

日本が将来も世界の技術開発やそれを支える知財制度及び知財業界の主流であり続けるためには、日本の知財制度や知財業界が世界から見ても魅力のあるものとして更に活性化し発展することを強く期待します。

### 5. 2 弁理士業界の更なる発展

日本の知財業界の活性化が望まれる中で、我々弁理士業界も自らの力で発展することが必要です。そのためには、弁理士自身が自分で考え、工夫し、進化しなければなりません。

また、弁理士の業務範囲がかなり拡大されて来ている中で、弁理士自身が本来業務に加えて、いわゆる隣接領域や、最近の農水知財関係等の業務を確実に遂行できるスキルを身に付けることが必要であり、更には、コンサル等を含めて、依頼者の経営等に貢献できる弁理士も要求されています。そのためには、優秀な若手弁理士人材の確保や意識改革等も重要です。

### 5. 3 日本の成長戦略と知財戦略とのコラボへの期待

最近の日本では、いわゆる「成長戦略」は必ずしも成功して来なかったと世間から評価され、また基礎研究がおろそかにされて来ていると言われており、このままでは、将来のノーベル賞が日本人から出なくなるのではないかと心配する向きもあります。

この問題は、成長戦略や基礎研究のみならず、応用技術にも言えることであり、基礎技術から応用技術まで、日本の技術研究・開発の総合力の復活・再生が望まれます。

成長戦略を成功させ、また成長戦略と知財戦略とをコラボさせて行くことが日本の将来の発展のために重要と考えます。

### 5. 4 ビジネス環境の激変への弁理士業界の対応

弁理士を取り巻くビジネス環境は、近年急速に発展してきたIT技術や、IoT、更にはAI、DX技術時代の到来を迎え、大きく変貌しています。そのことは、IT技術などのそのものだけでなく、IT技術を応用した様々な技術分野でも技術転換が既に急速に進行しつつあります。従って、我々弁理士が特許出願等で取り扱う技術も過去のものから大きく変化せざるを得ませんので、迅速かつ円滑な対応が必要です。

そのためには、DX等のこの時代変化に適合できるビジネスサポートセンター（仮称）のような組織を日本弁理士会内に設置することも必要かも知れません。

## 6. 今後の弁理士人生について

### 6. 1 弁理士の仕事は天職

以上、私のこれまでの弁理士人生の中で最も多くの時間携わって来た仕事の関係の話は省略して説明して来ましたが、私も弁理士登録から5年後の自分の事務所の開設等を経て、実務家弁理士として、現在でも毎日実務に勤んでおり、弁理士としての最大の喜びは、仕事を通じて得られているものです。

例えば、実体験でも、当初は中小企業に過ぎなかったご依頼会社が特許重視政策で共に仕事をさせて頂いて、今や上場企業に発展された例もあり、また、自分の事務所で代理している特許製品や、代理人として取得できた商標を付した商品が世間に流通されている実物を目の当たりにすること等は、弁理士として最大の喜びです。



私としては、50年近い長年に亘る弁理士一筋の実務経験を通じて、弁理士の仕事は自分の天職であると信じており、今後も弁理士の仕事を通じて社会に貢献したいという想いです。

## 6. 2 生涯一弁理士の追求

上記のように、私は弁理士の仕事が好きであり、現在一番楽しいのは仕事をしている時です。

我が妻によると、私が苦勞して弁理士試験に合格した瞬間に最初に発した言葉は「これで一生仕事ができる」だったそうです。

一方、私が一番好きな言葉は「初心」です。

現在の私の心の中では、この「初心」と「(弁理士として) 一生仕事ができる」との2つがドッキングしており、弁理士試験に合格した時の初心と、その後の弁理士の仕事の経験に基づいて弁理士を天職と信じている気持ちとは共通しています。今まで仕事を辞めようと思ったことは一度も無く、仕事ができる限界まで一弁理士としての生涯を全うしたいというのが私の最大の希望であり、「生涯一弁理士」をモットーとして標榜しています。

これまでの弁理士人生に感謝すると共に、これからの弁理士人生でも、この「生涯一弁理士」を最後まで全うできるよう、できるだけ末永く楽しく仕事を継続して行きたいと願っています。

## 7. おわりに

以上、弁理士を志望した契機や弁理士試験合格と弁理士登録、更には日本弁理士会会長等の経験など、弁理士個人としての自分史に絞ってご説明させて頂きましたが、いずれの段階においても、自分の力は非常に小さなものであり、これまで何とかやって来れたことの殆どは、親兄弟、家族、弁理士仲間、依頼者、事務所員などの関係者の皆様の絶大なるご支援、ご協力の賜物であります。

また、平成17年に黄綬褒章、平成30年には旭日中綬章の受章の栄に浴することもできましたが、日本弁理士会等の皆様のお蔭です。

今後も、関係者の皆様には色々とお世話になりますが、これまで通りのご厚誼を頂戴できますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

最後に、弁理士業界及び知財業界が今後も益々発展することを祈念して、筆をおかせて頂きます。

(原稿受領 2023.4.13)